

「いしかわの木」の循環を応援する基金

現状と課題	<ul style="list-style-type: none"> 人工林の7割は利用期を迎えているが主伐は低調で、所有者の収益と育林管理の課題から<u>再造林は4割程度と少ない状況</u> 能登半島地震等により甚大な被害を受けた森林・林業を再生するため、<u>アテ林業の持続化を図る創造的復興が不可欠</u>
--------------	--

そのためには関係者の協力が必要

※赤字はR7年度から実施

本基金事業にR7から「アテ林業の持続化」を後押しするメニューを追加

基金の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・造成⇒基金賛同者が、伐採後の再造林経費等の一部を助成する基金を造成（アテ林業サポート型をR7から追加） 県産材取扱量(20円/m³)又は任意口数(1万円/口)を毎年納付、<u>但し、アテ林業サポート型の基金はアテ林業持続化メニュー(※下線)に原則充当</u> (R3~5年度末までの造成額:13,048千円 ※現在27者参加) ・助成①⇒基金賛同者が再造林した場合、森林所有者に対し植替協力金(12万円/ha)を交付、<u>アテは18万円/haに増額</u> 対象を国庫補助事業地に限定し、下刈までの約定等を要件付けし所有者負担を軽減 (R3~5末までの交付額:9,888千円) ・助成②⇒アテ苗生産を促進するため、<u>出荷本数に応じて奨励金を交付(空取り苗20円/本、コンテナ苗30円/本)</u> ・助成③⇒基金に賛同した伐採事業者が造林事業者と連携し再造林に至った場合、植替促進費(6万円/ha)を交付 ・助成④⇒森林整備を担う小規模な事業者の就業を支援するため、基金から定額を交付 <ul style="list-style-type: none"> ・森林経営管理法の基づく林業経営体(常勤労働者5名以下)、<u>それ以外の法人事業者(常勤労働者3名以下等):6万円/年を交付</u> ・開業届済みの個人事業主(50歳未満)のうち、労災保険に加入し直近2ヶ月で30日以上林業に従事:3万円/年を交付
--------------	--

期待される効果

<ul style="list-style-type: none"> ・伐採後の再造林や下刈り等の着実な実施により、人工林の適正な整備と保全が推進 ・アテ林業の持続化を支援することにより、能登の創造的復興を後押し ・小規模な林業事業者やアテ苗生産者への支援を通じて、持続可能な森林経営を促進 <p>※山林協会は賛同者やPR版を公表するとともに、基金の事業実績や管理状況を賛同者に半期毎に報告し透明性を担保</p>

